第31航空群開隊50周年記念ロゴマークの募集要領

1 募集趣旨

海上自衛隊第31航空群では、2023年に開隊50周年を迎えるにあたり第31航空群開隊50周年のロゴマークを募集します。採用作品は、創立記念関連行事一般のロゴマーク(各種グッズのデザインなど)として広く使用しますので奮ってご応募ください。

2 募集期間

令和4年8月2日(火)~9月20日(火)(必着)

3 募集作品

第31航空群の開隊50周年をイメージした分かりやすく精強さが感じられるロゴマークデザイン(第31航空群は、主として、我が国周辺海域における警戒監視・情報収集及び飛行艇による洋上における捜索救難、並びに海上自衛隊艦艇部隊が行う対空射撃訓練等への支援に従事しています。)

4 応募資格

個人、グループ、法人問わず、どなたでも応募できます。 複数応募可能です。ただし、日本国内在住者に限ります。 なお、未成年者については、保護者等の同意を得た上で応募してください。

5 応募方法

応募用紙に必要事項を入力後、メールにより送付してください。 なお、ロゴマークは、<u>PNG形式またはJPEG形式(2MB以下)</u>のみ 受け付けますので、ご了承ください。

6 応募先

メール送付先

31aw-ckouhou@inet.msdf.mod.go.jp (半角英数字)

7 選考基準

- (1) 第31航空群開隊50周年のロゴマークとしてふさわしいものであるか。
- (2) 第31 航空群が培った50年の歴史と今後の部隊の発展をイメージできるもの。

以上について、第31航空群司令により、採用作品1点もしくは2点を選考します。

8 結果発表及び表彰

(1) 結果発表

採用者には、10月下旬までに第31航空群司令部広報室から連絡します。 採用作品は、第31航空群ホームページにて公表します。 なお、採用者の氏名等の公表については、御本人と協議の上、対応します。

(2) 表彰等

採用者には、後日、岩国航空基地において感謝状及び記念品を贈呈する 予定です。ただし、御来隊までの移動及び宿泊費用は自己負担となります ので、ご注意ください。

9 個人情報の取扱い

応募者の個人情報は、採用者への連絡のみに使用し、選考終了後、廃棄します。

10 採用作品の取扱い

作品が採用された時点で、採用作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)、商標権、意匠権、その他の知的財産権、所有権等一切の権利は海上自衛隊に帰属いたします。

11 採用されなかった作品の取扱い

採用されなかった作品の著作権は、海上自衛隊に移転しません。また、送付された作品は、返却いたしません。

12 注意事項

- (1) 応募作品は、未発表かつ自作の作品に限ります。
- (2) 応募作品の中に、第三者の著作権等の権利を有している著作物を使用しないものとします。
- (3)採用作品については、ロゴマークとして使用するうえで必要な修正をすることがあります。
- (4)採用作品が、既に発表されているものと同一または類似していることが 判明した場合、採用を取り消すことがあります。
- (5) 第31航空群開隊50周年のロゴマークとしてふさわしい作品がない場合は、「採用作品なし」とする場合があります。
- (6) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とします。
- (7)採用に関するお問い合わせは、ご遠慮ください。
- (8) 応募要領への同意にもかかわらず応募に関して紛争が生じた場合には、 山口地方裁判所岩国支部を専属的合意管轄裁判所とします。

13 お問い合わせ先

海上自衛隊第31航空群司令部 広報室 『ロゴマーク募集係』

0827-22-3185 (内線 6232)

第31航空群開隊50周年ロゴマーク応募用紙

受付日	NO.

受付日及び NO. は海上自衛隊側が入力するので 空欄で結構です。

ロゴマーク案の説明				
	I _			
	₸			
住 所				
氏 名		年齢	歳	
電話番号		職業(学校名・学年)		
(携帯可)		(学校名・学年)		

応募者の個人情報は、採用者への連絡のみに使用し、選考終了後、廃棄します。